

令和4年4月
国 税 厅

令和3年分の路線価等の補正について（7～12月分）

1 路線価及び評価倍率（以下「路線価等」といいます。）は、1月1日を評価時点として、1年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にした価格（時価）の80%程度を目途に評価しています。

令和3年分の路線価等は、令和3年7月1日（木）に国税庁ホームページで公開しましたが、その際、次のとおり発表したところです。

今後、年の途中で大幅に地価が下落した地域が確認された場合には、令和2年分と同様、路線価等の補正を行うことを検討します。

（注）令和2年分では、年の途中で路線価等が時価を上回る（大幅に地価が下落した）地域が広範に確認されたため、7月から12月までの相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）に適用する路線価等の補正を行いました。

2 そこで、国税庁では、国土交通省が発表した令和4年地価公示を参考とするとともに、外部専門家に委託して地価動向調査を行いました。

その結果、令和3年7月から12月までの間に、路線価等が時価を上回る（大幅に地価が下落した）地域は確認できませんでしたので、7月から12月までの相続等に適用する路線価等の補正は行いません。

（注）令和3年1月から6月分までについては、令和3年10月28日（木）に路線価等の補正是行わない旨を公表しました。